

<特集・高齢者事業団>

高齢者福祉の最大の争点は憲法25条

久保則之（東京都／あけび書房代表）

つい先だって、将来の社会保障の基本にかかわる2つの文書が公表された。

1つは、2月に公表された社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第1次報告「社会保障の理念等の見直しについて」（以下、「報告」と略す）である。そしてもう1つは、財界の政策立案部隊と称される経済同友会が1月に提言した「來たるべき超高齢社会に備える税制改革の実現を——『重点高福祉・全体中負担』を目指して」（以下、「提言」と略す）である。

憲法25条の理念見直し—社会保障制度審議会報告
まず「報告」の方からみてみよう。

「報告書は3つの章で構成されているが、奇妙なことに、第1章の『現状認識』、第2章の『基本理念』とまったく矛盾する記述が、各論である第3章の『公私の役割』に唐突に現われるのだ」（朝日新聞2月17日付社説）、「この報告で目立つのは、社会保障の公私の役割分担といえる。……しかし、全体を通じて、なぜか違和感が残る」（毎日新聞2月17日付社説）などとマスコミでも評されるとおり、「報告」は首尾一貫しない、論理的にも矛盾にみちたきわめて奇妙な文書であることが1つの特徴であろう。なぜ、そのような奇妙な文章になっているのか。答えは簡単で、憲法25条の理念を文面で否定するわけにはいかないが、本音は否定したい。さてどうしたものか——それがにじみ出た「報告」ということであろう。

例えば、その奇妙さはこうである。

「報告」では社会保障推進のための5原則として「普遍性」「公平性」「有効性」「総合性」「権利性」を挙げ、その「権利性」の項では「社会保障は、憲法25条に基づき健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民のすべてに賦与することが要請されている。……今後、ニーズの高度化・多様化に対応した種々のサービスが用意されるよう

になると、それらを利用者側の意思で選択できることが社会保障政策の推進のために重要である」と述べている。つまり、利用者の意思による多様な選択が重要であると明言し、利用者の自己決定権の尊重を示唆しているのである。ところが、各論の第3章「公私の役割」では、その選択肢がいきなり限定されてしまう。例えば、「高齢者や障害者などの介護については……家族による介護を公的に支援し、高齢者や障害者ができる限り在宅で生活することができるようしていく必要がある」として、家族による在宅介護に選択肢をしばりこんでしまう。そこでは利用者側の自由な意思による自己決定権の尊重という視点は全くない。

あるいは、第2章「社会保障の基本理念」で「社会保障とは、国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うものである」とのもっともな定義づけをしているにもかかわらず、第3章では、その公的責任はほとんど影をひそめ、「国民自らも健康について自己管理を徹底し、健康を増進し病気の予防に努めなければならない」「若い時からの貯蓄や個人年金などの自助努力も欠かせない」などの「疾病の自己責任論」、「老後の自助努力」の強調が基本となる。そして、「国民自身がボランティア活動に参加するなど地域における相互の助け合い活動に積極的につかわっていくことが重要となってきた」と、おかしな公的責任論が登場する。

その他、「報告」は素人の筆者から見てもきわめて奇妙な作文としか見えないのであるが、この「報告」が言いたいことはつまるところ、第2章

「基本理念」で述べている次のことに集約されよう。

「社会保障は、みんなのために、みんなでつくり、みんなで支えていくものとして21世紀に向けての新しい社会連帯のあかしでなければならぬ」しかし、問題は、この「みんな」に国や企業がふくまれているかどうかである。

ところで、この「報告」のタイトルは「社会保障の理念等の見直しについて」であったことに注意したい。「理念等の見直し」とは言っているが、具体的には何を「見直す」のか。この「報告」をつぶさに読んでみると、結局は、国民の生存権と国のその保障責務を規定した憲法25条の理念を「見直す」こと、それが「報告」の基本的性格であることにはっきりしてくる。

憲法25条にもとづく諸制度改変—経済同友会提言

ところで、「報告」に比べて、もう一方の同友会「提言」は財界の提言だけあって、実に単刀直入・率直明快である。そしてこの「提言」はタイトルどおりに、来たるべき高齢社会での財界の負担をいかにして国民に転嫁するかが率直な提言動機になっていることからして、「重点高福祉」より「全体中負担」の部分、つまり「負担論」の部分に力点を置き、多くの字数をさいいている。

まず先に、少ない字数ながら簡潔明瞭に福祉切り捨てを提言している「重点高福祉」について見てみよう。「提言」は「重点高福祉」の基本的考え方として、「配分を受ける者と負担する者とのバランスを考えた適正な給付水準を求めながら、メリハリの効いた効率的な配分を行なうこと」を目標とすべきである」とまず強調する。「重点高福祉」でいう「重点」とは、どうも「メリハリの効いた効率的な配分」ということ、つまり公的な社会保障・社会福祉をまずはきわめて限定することのようである。そのうえで、一体何が「高福祉」なのかさっぱり理解できないが、「重点高福祉」のための「具体的な改革の方向」を文字どおり、きわめて具体的に列挙する。それもいきなり、年金と医療に限って列挙する。年金については「①給付の適正化（支給開始年齢の段階的な引き上げ等）、

②負担の見直し（保険料の算出基礎の見直し等）、③一定以上の所得水準（ストックの水準も考慮）にある者に対する給付制限の実施、④基礎年金部分の拡張」を提言する。医療については、「①患者一部負担の引き上げ、②診療報酬体系の見直し（基礎的な医療につき定額制度を導入する、医療分離を図る等）、③予防医療の推進、④老人介護との制度的整合性の実現」を提言している。かように、具体的ではあるが、断片的であり、おおよそ政策的提言とは言いがたいものである。それも当然で、財界とすれば、ともかく総枠として福祉や医療を削る号令をかけることが大切で、削減の具体策は政府が考えなさいということなのである。

ところで、「全体中負担」についてとなると、かなり字数をさいた力のこもった提言内容となる。ここでいう「全体」とは「国民全体」ということであり、そして、「簡潔・活性・公平・国際的整合性を基本とした抜本的税制改革」にその負担論の具体策を全て集約し、様々な税制改革具体策を提言している。

まず、直間比率の見直しを第1の改革目標に設定する。現在の直間比率は「地方税まで含めるとほぼ80:20」であり、それを「21世紀初頭に50:50程度にする」。そのためには「所得税・住民税・法人税等の直接税減税と消費税の拡大を組み合わせた形の改革を実現しなければならない」と強調する。問題は、直接税減税と消費税拡大の具体的方策であるが、その点について実に単刀直入に財界の願望を提示する。いわく、「累進性の高い現在の所得税・住民税の構造をフラット化する（最高税率は40～50%程度、税率の刻みは2～3段階程度）と同時に、消費税率を10～15%程度に引き上げることが必要となる」というのである。また、法人税については、「税率の引き下げならびに課税ベースの拡大を図ることが必要である」という。

つまりは、高所得者に対する所得税減税、大企業に対する法人税減税であり、中・低所得者に対しては所得税増税と消費税率大幅アップ、中小企業への法人税負担強化ということである。そして、

資産課税についても詳細に提言している。

財界のこのような改革は少していねいに内容を吟味すれば、とうてい国民の賛同が得られるはずもない。そこで「提言」は次のように政府に強要する。「政府のリーダーシップによって、……改革論議に国民を参加させることによって、『超高齢社会は国民ひとりひとりの問題である』、『負担がないところには配分もない』ことを国民全体が理解することができ、今後の改革も進めやすくなると考える」と。『負担がないところには配分もない』とは、おおよそ社会保障の理念に相反する単なるおどしの理論でしかない。また、彼らが言う、国民参加の意味も実にその本音がよくわかる。

以上2つの文書をみてきた。一方は本音をオブレートくるんだ報告であり、もう一方は率直に本音を公表した提言であった。しかし、その2つは以下の点で実によく共通している。

共通点の1つは、本稿ではふれなかったが、「高齢化社会危機論」を前提としていることである。さらに言えば、『このまま高齢化社会を迎えるべく國と財界に大変な負担がかかるから、その負担を國民に転嫁するために今のうちにどのような方策を用意しておくか』という、國・財界の危機感をそれなりに理論づけた「危機論」ということであり、負担論に重きをおいた内容となっていることである。

従って、共通点の2つめは、「報告」では「みんなの……」、「提言」では「國民全体の……」との言いまわしが頻繁に登場し、國・企業の責任はないがしろにしたままで國民の相互扶助・自助努力が強調されることである。

そして3つめは、國民が「相応に負担し合い」「自助努力も可能」なのは、「豊かな社會」になったからであり、またそれ故に社会保障・社会福祉の目的も変化してきていると、現状を断定していることにある。

そのような現状認識を前提としている以上、したがって共通点の4つめは、「豊かな社會」のなかでの貧困、疾病等の発生は特殊な事態であり、

本来きちんと生活していれば予防できる自己責任的性格の強いものであるとの論調が基本になっていることである。その論調からは、例えば「カローシ」が代表的にそうであるように、貧困・疾病等を企業社会が生み出す社会的事故としてとえらる視点は全く欠落してしまう。上記のような視点からは、社会保障の発想、社会的事故に対する公的責任による社会的救済という発想は生まれない。このようにみると、2つの文書に縦じて共通していることは、憲法25条の理念の否定であり、先にも述べたが、「報告」が「見直す」とするものは憲法25条の理念そのものであり、「提言」が「改革」しようとするものは、憲法25条の理念にもとづく諸制度ということに尽きるであろう。

憲法25条を教科書から抹殺する—中学公民教科書の文部省検定

ところで、すでに多く報道されているように、今年度から使用される中学公民分野教科書の生活保護に関する記述が文部省検定によって全面削除、および大幅に書き改められるという事態が発生した。それを知った私たちは文部省にくりかえし抗議し、また記者会見を開くなどして世論にこの問題を訴えてきた。その検定内容と背景の詳細は『賃金と社会保障』(92年10月上旬号、労働旬報社)、『福祉のひろば』(92年10月1日号、総合社会福祉研究所)誌上の拙稿等を参照願えれば幸いであるが、その拙稿でも強調したように、この教科書検定問題は政府・財界の改憲戦略に忠実に沿った今回の検定路線から発生した事態であったということである。生活保護問題の記述以外に今回の検定では住民民主主義・地方自治・国民主権にかかわる記述が厳しくチェックされたのも1つの特徴であった。これも同様に憲法の否定であると同時に、「地方分権行政改革」を進める政府・財界にとって重要な政治的検定事項ということである。

本稿で検討した2つの文書がつまるところ憲法25条と真正面から対峙すると同じく、初等・中等教育の場においても憲法25条が重大な争点となってきたことである。